

佐本人少発第160号
令和4年8月10日

各 警 察 署 長 殿

保 存	5年(令和10年3月31日まで)
有 効	令和9年3月31日まで
少年サポート係	

生 活 安 全 部 長

少年補導員運用上の留意事項について（通達）

少年補導員については、「少年補導員制度運営要綱の制定について（例規通達）」（令和2年1月7日付け佐本人少発第2号）及び「少年補導員運用上の留意事項について（通達）」（令和2年1月7日付け佐本人少発第3号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、「佐賀県少年警察活動規定の一部改正について（通知）」（令和4年6月29日付け佐本人少発第136号）が示されたことを踏まえ、下記の事項に留意して運用することとしたので、遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 推薦方法等

- (1) 警察署長は、警察本部長に対して少年補導員（以下「補導員」という。）を推薦する場合には、あらかじめ学校、関係機関・団体、その他地域における既存団体代表者等の意見を聞くなどの方法により、適任者が選出されるよう配慮すること。
- (2) 補導員の選出に当たっては、一定地域の居住者に偏しないよう配慮し、原則として交番、駐在所単位に若干名が配置されるよう配慮すること。
- (3) 補導員の人選に当たっては、少年補導に関する熱意が不十分である、名誉職を数多く兼務しているため活動に支障を来すおそれがある、あるいは少年に干渉し過ぎるおそれがある者が選出されることがないよう留意し、真に当該地域住民から信頼され、尊敬される者が選出されるよう慎重を期すこと。
- (4) 補導員の推薦に当たっては、被推薦者に対して活動の目的、内容等を十分に説明し、その了承を得た上で推薦すること。

2 指導・教養等

- (1) 補導員を委嘱した場合には、警察署単位に参集を求め、少年非行の傾向、関係法令の基本的知識、少年補導の基本的心構え等について十分教養を実施するほか、連絡協議会の開催等の機会を捉えて随時必要な教養を実施すること。
- (2) 補導員は、民間協力者として委嘱されるものであり、特別の権限が付与されるものではないことを徹底し、刑事・民事事件への介入等任務以外の活動を行うことがないよう指導すること。
- (3) 補導員が活動を行うときは、少年補導員証を携帯するとともに、少年補導員章を上衣の見えやすい位置に装着するよう指導すること。また、補導員の活動において、少年等に自己の身分を示す必要があるときは、少年補導員証を提示するよ

う指導すること。

- (4) 補導員が非行少年や犯罪被害少年等を発見し、又はこれらに関連する情報入手したときは、速やかに当該地域を管轄する警察署等に通報するよう指導すること。

なお、補導員から上記通報を受けた警察職員は、速やかに警察署長に報告するとともに、関係部署と連携して迅速に必要な措置を講じること。

3 補導員に協力を依頼する際の配意事項

少年警察活動を行うに当たり、補導員に対して協力を依頼する際には、当該補導員の職業、年齢、性別、能力、経験、居住地等を十分に考慮し、業務内容に最も適合した者を選定すること。

特に、少年相談、継続補導及び被害少年に対する継続的支援については、個々の少年の特性に応じた方法により継続的に行うことが必要な活動であり、少年の特性についての深い知識と少年の取扱いについての技術を必要とする活動であることから、補導員に対してこれらの活動への協力を依頼する際は、当該補導員の性別、年齢、能力等を考慮の上、慎重に人選を行うとともに、その活動についても社会奉仕体験活動等補助的な活動に限定し、警察との連携による適切な役割分担の下に行うこと。

4 保密の徹底

補導員が活動中に知り得た秘密を漏らすことがないよう徹底すること。

なお、社会奉仕体験活動等を補導員と協働して実施するに当たっては、少年及び保護者に係る個人情報について、保護者の同意を得てから補導員に伝えること。

ただし、個人情報が特定少年（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20条）第2条第2号に規定する特定少年をいう。）に係るもの場合は、本人の同意を得てから伝えるものとする。また、伝える情報も支援に必要な範囲にとどめるなど、その取扱いには慎重を期すこと。

5 受傷事故防止

補導員の活動に当たっては、受傷事故防止その他被害の防止について十分指導すること。

6 その他

(1) 文書の保存期間

ア 少年補導員制度運営要綱（以下「要綱」という。）第7に規定する少年補導員名簿の保存期間は、当該補導員が解嘱された年度の翌年度から起算して5年とする。

イ 要綱第10に規定する会議録の保存期間は、3年とする。

(2) 少年補導員証等の交付

要綱第3に規定する委嘱状及び要綱第8に規定する少年補導員証は、人身安全・少年課において作成し、対象の補導員の住居地を管轄する警察署において交付するものとする。